

令和6年第2回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和6年8月16日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和6年8月16日	13時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	閉会	令和6年8月16日	14時25分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	末 次 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	栗 野 久 明	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	重 松 一 徳	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員	8番	大久保 由美子		9番	末 次 明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 真 崎 静	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也		財 政 課 長	吉 田 茂 喜	
	副 町 長	酒 井 英 良		会 計 管 理 者	寺 崎 博 文	
	教 育 長	柴 田 昌 範		税 務 課 長	古 賀 満 宏	
	総 務 課 長	平 野 裕 志		福 祉 課 長	戸 井 竜 二	
	総務企画課長	亀 山 博 史				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|------|------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第29号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第2号） |

～午後 1 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより令和6年第2回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、大久保由美子議員と末次明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は本日1日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第29号

○議長（重松一徳君）

日程第3. 議案第29号を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、令和6年第2回臨時会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

議案第29号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回、補正予算として1億2,437万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも90億8,863万円となります。

補正予算の内容といたしましては、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事業の定額減税補足給付金等を増額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第29号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,437万4,000円を追加し、予算総額を90億8,863万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきましては、14款 国庫支出金に1億2,437万4,000円の増額をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款 民生費に1億2,437万4,000円の増額をお願いしております。

それでは、内容につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、8目 総務費国庫補助金、1節 総務費補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億2,437万4,000円の増額をお願いしております。定額減税補足給付金等の給付事業に係るものでございます。

続きまして、歳出でございます。

4ページをお願いいたします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、18節 負担金補助及び交付金

に定額減税補足給付金 1 億2,290万円の追加をお願いしております。今年度実施される定額減税の可能額が、令和 6 年所得税額、または令和 6 年度分個人住民税所得割額を上回る方に対しまして、不足額の給付を行うものでございます。

この定額減税補足給付金につきましては、本年 1 月の臨時会におきまして7,000万円の予算を御可決いただいておりますが、本年 6 月に算定いたしました結果、給付対象者が大きく増加することが判明いたしましたので、今回追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案資料の 2 ページに定額減税補足給付金事業の制度の概要を掲載しております。

また、3 ページに予算の内容を掲載しております。こちらにつきましては、引き続き担当課のほうから内容の説明を行ってまいります。

財政課からの説明は以上で終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

続きまして、税務課のほうより説明いたします。

議案資料の 2 ページをお願いいたします。

こちらの給付金につきましては、1 月の臨時議会でも説明はしてはしておりますが、再度、内容の説明をさせていただきます。

この定額減税補足給付金のうち調整給付金につきましては、資料 2 ページに詳細をつけておりますが、こちらの給付金の対象者は定額減税をし切れないと見込まれる個人となっております。

納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和 6 年に入手可能な課税情報を基に把握した当該納税者の令和 6 年分推計所得税額、または令和 6 年分個人住民税所得割額を上回る方に対して不足額を給付するものでございます。また、その給付額は 1 万円単位に切り上げて給付することとなっております。

今回、6 月に令和 6 年度分の住民税が確定した後、調整給付金を推計で算定しましたところ、当初 1 月の臨時議会では、国が交付金を算定した際の算定基準により計上してございました予算額を大きく上回ることが判明いたしました。その推計した算定金額と実際令和 6 年所

得及び定額減税の実績額が確定した後に、さらに給付する予定の不足給付金分を加算した給付金1億2,290万円と、その他事務費等も加えた合計の1億2,437万4,000円を今回の補正予算額として計上させていただいております。

先ほど財政課長よりも説明ありましたとおり、歳入の財源としましては全額国費となり、14款2項8目1節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。

また、この臨時会で議決をいただきましたらすぐに調整給付金の確認書を発送する予定としております。その後、初回の給付日は8月30日を予定しているところでございます。

説明は以上で終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

詳細説明が終わりましたので、ここで1時45分まで休憩します。

～午後1時40分 休憩～

～午後1時45分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

議案第29号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を行います。

議案書の1ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2ページ、第1表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

3ページ、歳入、14款2項8目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4 ページ、歳出。3 款 1 項 1 目。末次議員。

○9 番（末次 明君）

歳出の職員手当等で時間外手当の58万6,000円と上がっているんですけども、これまで基山町はコロナ対策などで各種の給付金の支給処理を行ってきたわけなんですけれども、今回の定額減税の支給に係る事務量というのは、今までと違い、処理が複雑で職員の負担が増えるのでしょうか。それと併せて、年明けると確定申告の処理とかありますけれども、そちらのほうも事務量が増えてきて、また時間外が増えるような形になるのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

今回の定額給付金の事務につきましては、今後増える見込みなのは問合せと、給付に係る、どれだけ紙ベースで返ってくるかというのがまだ見込めないんですけども、紙で返ってくると入力作業が必要になったり確認作業が必要になるんですけども、今回一応オンライン申請も受けておりますので、オンラインで来るとデータを抜いてデータを吐き出すと確認作業などの手間は少なくなるので、どれぐらいがオンラインで来るかとか、その辺の事務量が見えてこないのもまだ分からないんですけども、一応比較的今からの時期が税務課は当初賦課が落ち着いて、比較的今から徴収事務に入る時期になるんですけども、その時間をちよっとこちらの事務に割いてこの対応をしようかと思っております。

それプラス、確定申告時期とはまた別になりますけれども、確定申告の事務は例年どおり変わらないと思うんですけども、今回の調整給付金を給付した後、また令和6年度の所得などが確定した後にもう一度、不足した方に給付をしなくてはいけない事務が発生すると思いますので、また来年の確定申告終わった後ぐらいがもう一波来るのではないかと見込んでおります。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9 番（末次 明君）

今までは事務処理も、例えばコロナ給付金とかを子育て世代、あるいは低所得者層への支給とかについては、もう大分慣れてきていたかと思うんですけども、今回は民生費の社会福祉費というふうになっておりますが、対応される部署というのは税務課なんですか、それとも福祉課も関わってこられてこの事務処理対応はされるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

この調整給付金につきましては、税務課が行うこととしております。それ以外の低所得者支援などのもう今既に行っている給付金を福祉課が担当するようにしております。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

それから、今回の処理をするに当たって、職員の時間外手当等は国からの交付金で賄うわけなんですけれども、この金額の算出の根拠というのはどのようなものでされているんでしょうか。これは全国一律、計算すると大体総額の1%ちょっとぐらいかなというふうに思うんですけども、仮に効率よく普通の時間内の業務で処理すれば時間外も使わなくていいわけなんですけど、そうすると国のほうに返さなくてはいけないのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

今回の時間外手当の積算につきましては、必要となるだろう時間外手当を計上しております。こちらは事務費で交付されるんですけども、事務費につきましても上限がありまして、その上限には全然まだ達していないんですけども、こちらは交付されるのも実績で交付されるはずですので、必要な分だけを今計上しているような形となっております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

すみません、手を挙げるタイミングを逃してしまって、冒頭で質問するべきだと思うんで

すけれども、初歩的なことになります。例えばこれから生まれる方、亡くられる方、いろんな人が動いていく中でされるので非常に難しいところであると思うんですけれども、出生届が基準日より後で、令和6年中に子供が生まれた場合の定額減税についてはどうなりますか。所得税・住民税それぞれについて教えていただければと思います。あと、給付は来年の夏になるのか、そこも併せてお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

今、工藤議員言われましたように、今後、基準日以降に子供さんが生まれて扶養が増えたとか、奥さんの所得が減って扶養をしなくてはいけなくなったとか、そういった扶養の増はあると思います。そちらに関しましては、住民税の定額減税におきましては、もう6月時点で前年の所得によってその時点での扶養の人数は決まっておりますので、住民税は6月時点でもう完全に終了しております。

所得税におきましては、令和6年中の所得に関する分に関して定額減税を受け入れることになりますので、今後、増える方がいらっしゃると思うんですけれども、その方につきましては確定申告で定額減税を精算するような形になると思います。確定申告は年末調整ですね、会社員の方とかであれば、そのときに定額減税の額を精算するような形になっておりまして、それでもまだ定額減税額に達しない方に関して、もう一度町のほうが確認書を送って給付をしなければならないようになっていきますけれども、そちらの事務がまだ詳しいいつ頃どうやるかというのが決まっていないので、恐らく令和7年度中、来年の今ぐらいに給付するような形になるのではないかと考えております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

次ですが、定額減税をし切れないと見込まれる方の中で、給付額の合算額を万円単位に切り上げるということですが、減税額が数百円でも足りなければ1万円が支給されるということになると思うんですけれども、これは結構な額になってくるのではないかと思います。万円単位に切り上げる理由というのはどういったことでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

万円単位に切り上げる理由としまして、恐らくなんです、今この調整給付金は前年の所得で推計で計算しております。ですので、令和6年の所得がほとんどの方があまり変わらないと見込んで、若干変わったぐらいだと恐らく1万円以内には、その中で飲み込めるのではないかという形で、若干増えるぐらいでも1万円も所得税額は増えないので、1万円に切り上げておけば、何とか令和5年中の所得から令和6年中の所得になったときの所得税額も1万円以内には収まって、今度この調整給付だけで収まる方が多いのではなかろうかという理由なのではないかなと推測しております。

○議長（重松一徳君）

工藤議員。

○1番（工藤絵美子君）

すみません、しっかり理解ができないので勉強しておきます。

万円単位の切上げに加えて、給付金が過大に支給されていた場合は返還を求めないということをしているようですけれども、今回の定額減税は中間所得層への恩恵が多いと私は認識していたんですけれども、中でも定額減税し切れないと見込まれる方への恩恵が大きくなる可能性があるのではないかなと私は思っているところです。事務作業も大変煩雑で、業務に当たる担当課の負担はもう計り知れませんが、どうか住民が混乱しないような対応をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

給付同意ですが、振込口座確認書の発送、この給付同意を取らないかんとですか。もう対象者が決まっているから一方的に振り込んでいいんじゃないですか。要らんという人が私は要りませんということとか、何で給付同意が必要なのかなと思ってですね。すみません。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

確認書で同意が必要になっているんですけども、こちらは確認書には算出の計算式と扶養が何人いらっしゃってこういう金額になっていますという形を取っていますので、一応それで間違いはないですかという確認になっています。あと、口座も、マイナンバーにひもづいている口座を今回確認書に記載して発送する予定にしているんですけども、そちらの口座に振り込んでよろしいですかという確認も同時に取るようにしておりますので、変更される場合はまた変更するような口座番号を書いた紙をこちらに送っていただかないといけないんですけども、変更しなくてこの金額でこの口座で大丈夫ですよという方には、同意でお名前と連絡先を記載していただいで返送していただくような形を取っております。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

よく分からんですけども、給付対象者といいますか、これは町で全て把握してあるわけじゃけ、それを確認してくださいと、間違いがないか、もう一回確認をお願いしますということなんですか。だから、私はね、もうそう言わんでも一方的に振り込んでね、いいじゃないかと思うんです。わざわざきやなこつせんでちゃ、郵便代払わんでちゃちゅうといかんんですけども、役場の計算式に間違いがあったらいかんからと、間違った口座に入れたらいかんからとか、念のためということなんですかね。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

すみません、根本的なこの給付金の法的な性質といいますか、それが民法上の贈与契約に当たるため、必ず本人の確認が必要という法的なそういった根本的な性質がありまして、その確認というのは必ず必要になってきているところでございます。

○議長（重松一徳君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

私は別の狙いがあるんじゃないかなという感じもちょっとしているわけですけどもね。国民の中には、今物価高騰の中で助かりはするけれども、実際これでどうのこうの、よかったというふうな感じは受けないという人が大多数いらっしゃる。しかし、もらわないよかも

らったほうがましですけれどもね、というふうに思います。

もう一つですけれども、歳出の3款1項1目の18節の負担金補助及び交付金で、定額減税補足給付金、令和5年度からの繰越額は7,000万円ですね。今度が今回の補正は1億2,290万円と、合計1億9,290万円と。今回この補正額めちゃくちゃ多いんですけれども、これは説明あったかとは思いますが、当初から対象者をつかみ切れなかったということなんじゃないかな。すみません、その辺をもう一回説明ください。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

今回補正額が非常に増えている理由なんですけれども、追加資料の1ページをお願いいたします。こちらに沿ってちょっと時系列で説明いたしたいと思うんですけれども、1月の臨時会で計上しておりました7,000万円の積算根拠といたしましては、国の交付金の交付決定の際の積算基準によって額を算出しております。その時点では、扶養人数を含めた給付対象者が3,501人、給付対象の納税義務者が2,550人と、給付対象者掛ける今1人当たり大体平均2万円と見込んで7,000万円ということで国からの交付決定が下りておりました。1月の臨時会の折には、これを基に予算化をしていたところでございました。

今度住民税の賦課が決定しまして、今回の調整給付金につきましては住民税の賦課したものを根拠に推計して所得税を算出いたしまして、実際に大体何人ぐらいが対象になるかというのを算出いたしましたところ、給付対象者が6,709人、給付対象納税義務者が3,688人となりまして、その方々に今回、確認書を送る推計の算定金額が1億6,077万円となりました。それに今後、先ほどから言われていましたように、まだ扶養の人数が変わったりとか、追加で給付しなければいけない方が出てくる場合がありますので、その分を大体2割程度と見込みまして、この推定算定金額を1.2倍した1億9,292万4,000円が全体の給付額になるのではないかとこのところ、今回の補正額1億2,290万円にしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

追加資料のところで今説明があったので、ちょっと資料的には分かりました。私も1回目の臨時会のときに7,000万円の根拠をお尋ねしましたよね。私がちょっと認識不足かもしれ

ませんけれども、そのときに亀山課長はですよ、内示が1億3,000万円ほど来て、それは内示で、それは8割ぐらいの必要数の配布とか、何かそういうふうな答弁をいただいたけれども、その8割というのはあくまでも7,000万円に対してのあれだったんですかね、8割という数字は。ちょっとそれを一つ。

それともう一件は、今までこういう臨交金とか来るときには、ほぼ発送後返送でしたよね、文書というか。それが今回はオンライン申請になっていますね。途中でちょっとオンラインのこともお話しされましたけれども、それは今回初めてじゃないかなというふうに私は思っているんですが、オンラインで返信してくるということはね。ちょっとそのオンラインのやり方、私の認識が間違っていたら、いや以前もありましたよとおっしゃるのであれば、またそこも教えていただければと思います。その2点お願いします。

○議長（重松一徳君）

亀山企画政策課長。

○企画政策課長（亀山博史君）

ちょっと8割というのがはっきりは今答弁できないんですけれども、7割というのは以前答弁した覚えがあります。これは福祉系の例えば非課税世帯への給付金であったり、そういったもので先行して国から内示が来る場合に、実績の7割程度で概算で支給される給付の内示が来ることはよくありますので、通常7割程度で計算をされて一旦町に対して内示が来て、その後算定をして100%、10割に近づけていくというやり方をしておりますので、そういう意味では通常7割程度で一旦内示は来ると。その後に必ず補正を組む必要があるということで、どこかで答弁をしたのかもしれませんが、そういった形で国の内示の算定するときは、この種の給付金は大体7割程度で来るということで御認識いただければと思います。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

オンライン申請につきましては、前回6月補正で計上いたしております。資料の3ページの子算の内訳の6月補正のところを見ていただくとお分かりいただけるかと思っておりますけれども、6月補正で給付支援サービスの導入手数料と給付支援サービスの利用料を組ませていただいております。

○議長（重松一徳君）

今、タブレットに資料を送っていますけれども、確認できますか。（「はい」の声あり）
じゃあ、続けてどうぞ。

○税務課長（古賀満宏君）

こちら、この給付支援サービスというのがデジタル庁が開発したシステムになりまして、それを使ってオンライン申請をするような体制を、今回の調整給付金につきましては、仕事をされている方も結構多いと見込んでいましたので、オンラインによる申請ができれば、仕事をされている方はオンライン申請ができるのでとても便利ではないかということで、デジタル庁が開発しているシステムを使うことに決めて6月補正で計上させていただいていたんですけれども、これは基山町としてオンライン申請をするのは初めてでございます。これは調整給付金にしか使えないシステムとなっておりますので、しかも3か月しか使えないので、10月ぐらいに基山町の調整給付金は一旦締めて、そこまでしか今のところ契約はしていないので、今後その後また来年の給付に向けてこのシステムが使えるかどうかというのもその辺も未定でございますけれども、一応基山町として初めてオンライン申請というのを活用することにしたところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

細かいことで、お尋ねですみません。課長はその申請の仕方をされてみたんですかね。私、そういうのをまだ見ていないので、何かQRコードがついているとか、そういうことですか。それから、スマホか何かで次々としていけば役場のほうに入っていく、そういうやり方なんでしょうか。そこら辺をちょっと、ごめんなさい、お尋ねしています。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

オンライン申請の手続につきましては、まだ税務課内でも誰も行っていないんですけれども、来週の頭には一応使えるようになっていきますので、この後すぐ送る確認書にQRコードがついております。そのQRコードを読み込んでいただいてスマホから進んでいただいて、マイナンバーをかざしてログインしていただいたりとか、そういった手間が発生するんですけれども、その中で進んでいただいて、もう確認書を送らずにスマホだけで完結する

ようなシステムとなっております。なので、恐らくその問合せは相当数来るんじゃないかと思っておりますので、税務課職員全員、一旦、仮にできないので、誰かの分でしないといけないので、誰かの分を一緒に見ながら税務課職員みんなで使い方を把握して、問合せなどには対応できるような体制を取りたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。佐々木議員。

○4番（佐々木教雄君）

一つだけお聞きします。当初予算が7,000万円のとときに3,500名、資料の中に書いてありますけれども、納税義務者数8,126名のうち3,500名、基山町はやっぱり高齢化とかが進んでいる中で年金のみの生活者とかが増えているというので、こういうのは大体分かるんですけども、そのときの見通しが少な過ぎてコンが増えてきたということで6,700名、もういきなり倍近い数字が来て、納税義務者数の8,126名のうち6,700名ということになると、八十二、三%ぐらいになるかと思うんですけども、この見通しというのはかなり多いなというか、多過ぎるんじゃないかなと。要は定額減税し切れないから交付金を払うわけですよ。だから、見込みが甘かったから増えるのは理解できるんですけども、この数値というのはいかがなんでしょうかね。その根拠がよく分からなかったものですから、お願いいたします。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

この8,126名は、実際令和4年度の住民税の均等割と所得割を納めていただいている納税義務者数になります。①、②、③の数値はもう国が示した数字で、その率を掛けて最初1月の臨時会の際には数値を出していたんですけども、今回の6,709名、こちらは扶養親族も含む数になっておりますので、子供さんとかそういったのも全部含んだ数になっております。納税義務者数ではなくて扶養親族を含んだ給付対象者の数となっております。なので、納税義務者数でいくと、下の3,688人というのが納税義務者数になります。

○議長（重松一徳君）

いいですか。中村議員。

○5番（中村絵理君）

一つお尋ねしたいんですけども、やっぱりこれだけの補正が出るということで大変なこ

とだと思えるんですけども、うちの町ではこういう形で1億2,000万円ぐらいの補正出ましたけれども、すみません、もし分かっていたらほかの市町、もう結構こういう例はあるんじゃないかと思うんですが、県内とか全国でもこういう補正を組んでの臨時議会というのは結構あるもんですかね。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

今回は基山町が1月の臨時会で予算をまず確保していたということで、今回足りなくなっ
て補正を組んでいるんですけども、ちょっとうちのほうでも調べてはみたんですけども、
よその市町では6月の補正予算で初めて予算を取っているところが多いような状況でござい
ました。それはなぜ6月になっているかといいますと、この給付金自体が初めてのことでし
たので、どこの課が担当するのか。今までずっと給付金を担当していた福祉部門が担当す
るのか、これは税に関するものなので税部門が担当するのかで、基山町としても大分議論を
して、基山町は早めに給付をしたいので、もう去年の臨時会の1月の時点で税務課が担当す
ることを決めておりました。税務課において予算化したところでございますが、よその市町
では担当する部署をまだ決め切れていないような状況で、ほとんどが4月になってから担当
する部署を決めているような状況でございました。ですので、ほとんどの市町が6月の補正で
初めて予算を上げて、そのときには大体の見込額が分かっていたので、近い金額を上げてい
るような状況でございます。それでも足りないところもありますので、9月に補正したりと
か、専決処分で行ったりとか、そういった状況がありますけれども、基山町だけが1月、早
い時期に予算化しておりましたので、全然足りないことになっているという状況でございま
す。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○5番（中村絵理君）

その旨御説明、了解いたしました。ですので、基山町はちょっとでも早く、少しでも早く
お届けしたいということでやってしまったけれども、それでまたこういう誤差が生じたので
もう一回やらねばならんという二度手間が生じているということですね。ですので、本当に
大変でございますけれども、8月30日ですか、交付、これに向けてぜひ頑張ってください

いと思っております。ありがとうございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。水田議員。

○2番（水田志保君）

給付金の支給ですが、世帯主の方に支給されると思うんですが、世帯主ではない、個人の方ですね。家族の場合、個人個人、一人一人に支給になりますか。

○議長（重松一徳君）

ちょっと確認させます。古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

こちら納税義務者個人になりますので、世帯主以外の方でも所得があつて納税されている方がいらっしゃれば、その方も個人個人に給付する形になります。

○議長（重松一徳君）

水田議員、いいですか。天本議員。

○6番（天本 勉君）

ちょっと確認も含めて質問させていただきます。6月補正で先ほどのオンライン使用料が330万円ですね。それで今回4,400人ぐらい増えていますよね。そこで、この委託料、使用料を増額せんでいいのか。前的人数で大体、330万円を今のちよつとこうしたら、大体申請単価が幾らぐらいで、そしてどこに払う、デジタル庁に払うのか、どこに払うとやろかと思っているんですよ。これが全国やったらすごい金額になるから、ちよつとそこら辺を含めてお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

給付支援サービスの導入の手数料と使用料、こちらの契約先といたしましては、デジタル庁が開発しているシステムなんですけれども、デジタル庁と株式会社NTTデータが契約を結んで、NTTデータが全国の自治体へ提供するということになっていますので、基山町はNTTデータと契約してNTTデータにお支払いするような形になっております。導入支援といたしまして、既にもうNTTデータのほうとはやり取りをしておりまして、使い方だったり、QRコードをNTTデータからもらったりとか、そういった形でもう既にこれは始ま

っております。こちらの料金につきましては、件数の増減で金額は増えたり減ったりしないでもう一律の金額となっておりますので、変わらない金額という形になっております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。水田議員。

○2番（水田志保君）

すみません、先ほどからの続きなんですけど、ちょっと私の聞き方が悪かったかと思うんですけど、例えば御主人が働いていらっしゃって奥様がその扶養に入っている。ただし、例えばDVだったりとかでその世帯主と離れている、でも住民票は動かしていないという場合、その世帯主の方に奥さんの分といいますか、支払われるかと思うんですけど、こういった場合、何か特別な処置とかできたり、奥さんの分が全て世帯主の方に行くのではなく、何か処置があったりとか、特別な例があったりとかはございますでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

この給付金は全て税上の扶養情報に基づくものなので、その方が扶養を既に取りられている場合はもう扶養を取っていらっしゃる御主人様のほうに行くような形、もう既に扶養控除とかもそこで取られている状態ですので、それに対する給付金という形になりますので、もう扶養情報にひもづいておりますので、扶養されている方に給付するような措置はございません。

○議長（重松一徳君）

いいですか。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

ちょっと総論的な話になります。これは1月の臨時会で出されていまして、議員のほうもその1月の臨時の資料を見ておくべきだったんじゃないかなと思いますけれども、1月のときに、これをちょっと議員のほうには転送しますけれども、住民税の非課税均等割のみの課税についてかかる人、かからない人とか、あと、世帯平均の人数とか、これによって交付を受ける人、受けない人というのがありますし、事業説明書のほうには、一旦送付して本人のほうで確認を取って返信して給付をするというような形で、これを議会のほうとしては承認していますので、それは我々としては事前に確認しておかなくてはいけなかったと思うんで

すけれども、できればこの議案を出すとき、議案資料として1月の臨時会で説明したような内容の資料は執行部としてもできれば出して、もう少し分かりやすい内容説明と、今後の経過、今後の流れですね。8月30日から給付開始ということですがけれども、それを年度内にどのような流れで持っていくのか。先ほど工藤議員が言われていた翌年の出生等については、翌年度に再度行うとかということについても御説明をしていただければ、もうちょっとスムーズに内容が理解できたのではないかと思いますけれども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

確かにちょっとスケジュール感とか、今後ののはあまりまだ出せていない状況なんですけれども、今回の調整給付金につきましては、これが4月以降は決まっております、今後さらに給付する不足の給付金、令和7年以降に給付するものにつきましては、町では所得税の情報は持っておりませんので、今回令和7年に給付する分に関しましては、所得税が足りなかった方に対して給付されるような形になるので、その情報がどうやって町のほうに下りてくるのかとか、それをどうやって算出して、給付までどういう時間的なスケジュール感で行くのかとか、全くまだ来ていない状況で、うちとしてもなかなか今後の予定が組みにくいところではございます。今回8月30日に1回目の給付をいたしますけれども、それ以降も順次、都度都度給付したいと思っているんですけれども、どれぐらい最初のうちに一気に来るのかとか、最後に駆け込みで来るのかとか、ちょっとその辺の状況もいまいち分からなくて、なかなかどういった状況で今後進めていくかというのが出せない状況にありまして、その辺はちょっと御理解いただきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○7番（松石健児君）

その辺は相手あってのことなので難しいところではあると思うんですけれども、やはり来年になれば、今度確定申告等で税務課のほうも煩雑になってくると思いますので、返信が少なければ追加の打診的な郵送をするのか、しないのか、その辺も含めてですよ、ある程度主導権を握ってスケジュールをコントロールしていくというところが必要だと思いますし、そういうことをやっていけば、時間外手当等も未然に防いで結果的にこれぐらいで抑えられた

ということも説明ができるかと思えますけれども、漫然とやっていって時間外手当が増えていけば、それは国からの補助金になるのかもしれませんが、もう少しその辺の流れを主導権を持って、我々も理解できるように、逆にこれぐらいの時期までに郵送というか、町のほうに返信をしないと、給付が下手したら来年になるというか、給付できないということにもなるかと思えますけれども、その辺が我々としても住民の方に説明しやすくなると思えますので、ぜひよろしくをお願いします。要望です。

○議長（重松一徳君）

古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

すみません。今回の調整給付金につきましては、10月23日までに返送していただくような手続になっておりますので、それを過ぎると給付ができないという形になっております。

もう一つ、先ほど水田議員の御質問の中で、DV等になられている方にはどうするのかということで、去年は普通に扶養に入っていたんですけども、今年度にそういったDV等で住民票を動かしたりとか、動かしていない場合もあるとは思いますが、そういった方に対しては、こちらのほうにお問合せいただくとその方を算定の対象とすることが可能となっておりますので、そういった方にもお知らせというか、広報活動は行っておきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第29号に対する質疑を終結します。

次に、議案第29号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第29号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第29号は可決されました。

以上をもちまして、令和6年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～午後2時25分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重松 一 徳

基山町議会議員 大久保 由美子

基山町議会議員 末 次 明